

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針の 中間見直しについて

行財政・新型コロナウイルス
感染症等危機管理対策
特別委員会資料1
令和2年12月16日

方針

行政経営方針2019実施計画に基づき、公共施設等マネジメント基本方針(以下、基本方針)は、策定後の状況変化等を踏まえ、令和2年度中に見直す方針で取り組んできたところ。

しかしながら、以下の特別委員会からいただいた意見等について、さらに整理・検討し、今後の状況変化等を見定めた上で見直すことが適当と考えられることから、より実効性のある基本方針とするため、検討期間を1年延ばし、改定時期を令和3年度とすることとしたい。

検討事項

1 主な見直し項目に係る計画等との整合性

①“しがCO2ネットゼロ”に向けた取組

“しがCO2ネットゼロ”の実現のため、令和3年度中の「低炭素社会づくり推進条例」および「低炭素社会づくり推進計画」の改定について、現在、琵琶湖環境部で検討中。具体的な中身は、現時点で未定の部分が多い。

②公共施設のユニバーサルデザイン化

県全体のユニバーサルデザイン化を進めるべく、令和3年度中の「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定について、現在、健康医療福祉部が所管する「滋賀県社会福祉審議会」で議論中。本審議会では、公共施設に係る対応を盛り込むことも検討されている。

2 財源不足への対応

基本方針の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症による財政の悪化が、老朽化対策の計画的な執行に与える影響を考慮する必要があるが、未だ収束する気配はなく、今後の情勢を引き続き注視する必要がある。

3 国の地方財政措置の見通し

基本方針には、老朽化対策に係る経費の財源を明記することとしているが、これまでも活用してきた「公共施設等適正管理推進事業債(※)」が令和3年度末で期限を迎え、延長されるか否かは現時点では不明。

(※現在、国に対して延長を要望中。)

【※長寿命化事業の概要】

充当率90%、交付税措置率30～50%(本県の令和元年度分は41.7%)

今後の改定のスケジュール

年 月	内 容
適宜開催	公共施設等マネジメント会議 ・見直しの内容についての意見交換
令和3年7月	滋賀県議会に報告
9月	基本方針の見直し(案)の作成 ・低炭素社会づくり推進計画(案) ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針(案) との整合
12月	滋賀県議会に報告 滋賀県行政経営改革委員会に報告
令和4年3月	滋賀県議会に報告 基本方針の見直し